

## 代金取立規定の改定について

当金庫では下記の通り代金取立規定の改定を行います。

改定後の新規定は、改定前からお取引いただいているお客さまにも適用させていただきます。

### 改定日

・2022年2月1日（火）

### 改定内容

以下の条項を新設・変更・削除いたします。

#### 条項の新設

##### 1. (取扱証券類)

手形、小切手、公社債、利札、配当金領収証その他の証券のうち、預金口座へ直ちに受入ができないもの（以下「証券類」という。）は、代金取立として取扱います。

##### 1 1. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより変更できるものとします。
- (2) 前1項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

#### 条項番号の変更（第1条の追加による条項番号の繰下げ）

##### 2. (要件の補充等)

##### 3. (手数料等)

##### 4. (発送)

##### 5. (引受けのない手形等の取扱い)

##### 6. (取立代金の入金)

##### 7. (証券類の不渡り)

##### 8. (証券類の組戻し)

##### 9. (証券類の喪失、通信の遅延等)

##### 10. (譲渡、質入れの禁止)

#### 条項の一部削除（下線部分を削除）

##### 6. (取立代金の入金)

(1) (2) 省略

(3) 取立代金入金後は、この預り証は無効とします。